



鳥取県公報

平成 19 年 8 月 31 日 (金)
第 7 9 1 9 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	特定計量器の定期検査の実施 (729) (くらしの安心推進課) 2
	土地改良事業計画の変更協議の適否の決定 (730) (耕地課) 2
	保安林の指定施業要件の変更予定 (3 件) (731~733) (森林保全課) 3
	基本測量の実施 (734) (県土総務課) 6
	公共測量の実施 (735) (〃) 6
	県道の区域の変更 (736) (道路企画課) 6
	県道の供用の開始 (737) (〃) 6
	指定居宅サービス事業者の廃止 (738) (東部総合事務所福祉保健局) 7
	指定介護予防サービス事業者の廃止 (739) (〃) 7
◇ 教委告示	定例教育委員会の招集 (20) (教育総務課) 8
◇ 公 告	平成 19 年度鳥取県警察官採用試験 (警察官 A (2 回目)) の実施 (人事委員会事務局任用課) 8
◇ 調達公告	公募型プロポーザル方式による受託者の選定 (水産課) 10
◇ 雑 報	危険物取扱者試験の実施 (消防課) 12

告 示

鳥取県告示第 729 号

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）第 39 条第 1 項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第 21 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 8 月 31 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
西伯郡 大山町	平成 19 年 10 月 1 日（月）	午後 1 時から 午後 3 時まで	西伯郡大山町下甲 1120 大山町中山農村環境改善センター
〃	平成 19 年 10 月 2 日（火）	〃	西伯郡大山町御来屋 263-1 大山町名和公民館
〃	平成 19 年 10 月 4 日（木）	〃	西伯郡大山町末長 269-1 大山町大山公民館
西伯郡 日吉津村	平成 19 年 10 月 5 日（金）	〃	西伯郡日吉津村大字日吉津 965-1 日吉津村中央公民館
西伯郡 南部町	平成 19 年 10 月 9 日（火）	午前 10 時から 正午まで	西伯郡南部町天萬 558 あいみ公民館
〃	〃	午後 1 時から 午後 3 時まで	西伯郡南部町法勝寺 167-2 プラザ西伯
西伯郡 伯耆町	平成 19 年 10 月 11 日（木）	〃	西伯郡伯耆町吉長 37-3 伯耆町役場
〃	平成 19 年 10 月 12 日（金）	〃	西伯郡伯耆町溝口 647 伯耆町役場溝口分庁舎
西伯郡	平成 19 年 10 月 16 日（火）	〃	西伯郡大山町御来屋 263-1 大山町名和公民館
〃	平成 19 年 10 月 22 日（月）	〃	西伯郡伯耆町吉長 37-3 伯耆町役場
〃	平成 19 年 11 月 1 日（木）から同月 30 日（金） までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日 に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に 規定する休日を除く。）	午前 9 時から 午後 4 時まで	鳥取市東町一丁目 220 鳥取県生活環境部くらしの安心推進課

鳥取県告示第 730 号

岩美町が行う土地改良事業（基盤整備促進事業真名地区農業用道路）に係る土地改良事業計画の変更協議については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 3 第 5 項において準用する同法第 48 条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成19年8月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書及び条例の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成19年8月31日から同年9月20日まで
- 3 縦覧に供する場所
岩美町役場
- 4 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第731号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年8月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字田後字才谷東側1の1、1の7、1の8、3の2、4の1、4の4、5、9の1、9の3、9の5、9の6、9の8、9の14、10の1、11から13まで、14の1、14の2、15、16、字才谷西側21の1、22、23の1、25の1、27の1、28の1、29、30、39の1、39の13、43、44、字向山北側45の1、45の2、45の15、48、56の1、56の4、57の1、58、59の1（次の図に示す部分に限る。）、59の2、60の1（次の図に示す部分に限る。）、61の1、62の1、64の1、字向山133の1、134の1、135の1、136の1（次の図に示す部分に限る。）、137の1、137の2、138の1、139の3、139の4、139の6、143の1、144の7、145の1、145の2、146、147の3（次の図に示す部分に限る。）、字牛飼198の1、198の2、201の1、202、205の1、206、207の1、210の1、211、字金山219の1、219の2（次の図に示す部分に限る。）、220の1、220の2、221の1、221の2、222、230、233、字天峯234、235の2、236の3、237、238の2、239、240、241の1、242、243、245の1、246の1から246の3まで、247の1から247の6まで、字網代坂通り248の1、249から251まで、252の1、253、254、255の1、255の2、256、257の1、260、261の1、261の3、字大田山265、266、271の1（次の図に示す部分に限る。）、字白山562から564まで、566の1、567の1、568の1、568の2、字蹴落570の1、571の1・572の1・573の1・574の1（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、576の1、577、578、579・580（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、581、字城原583の1・612の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、615の1、628、字鴨ヶ磯632、633、637（次の図に示す部分に限る。）、639、640（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものと

する。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字田後字才谷東側18の4から18の6まで、20の1、20の3

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第732号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年8月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字牧谷字仏谷1724の1(次の図に示す部分に限る。)、1724の4、1724の5、1724の8、1724の9、1724の12

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字相谷字頓谷170、171、宇平井垣173の1、173の2、174、宇宮ノ谷176、177、字蓮花橋185の1(次の図に示す部分に限る。)、186、字長蛇187(次の図に示す部分に限る。)、187の1、188、大字牧谷字鼠谷889、889の1、890、1669、1673から1680まで、字後谷1597の1、1598の1、1600、1601、字駒谷1621、1626、字鳥井元1632、1636、1639から1641まで、字日野谷大口1642、1646、1650から1652まで、字鼠

谷口1659、1660、字鋸谷1703、1704、1706、1716から1718まで、字仏谷1720、1721、字日野谷奥1734、字畑ノ谷1744の2、字畑ノ谷口1749、1750の1、1750の2、1753、1754、字笹原口1759、1760、1774、1776から1778まで、字笹原1767、1769から1773まで、字日野宮1790、1791、字熊井浜1829の10、字出向谷1831、字小松黒嶋谷1832、字大小松1833、字潰口峠1834、字馬力谷1835、字碁石河原1836、字津崎1837

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第733号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年8月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字湯谷字茶ヶ谷465、字古鉦564の2、大字赤松字久鳥上エ467から469まで、字東嶋ヶ谷532の4から532の7まで、532の10から532の17まで、532の19、532の20、532の22から532の32まで、538の2、539の2、540の2、541の2、542の2、543の2、545の2、546の2、547の2、548の2、549の2、550の2、552の2、553の10、553の27、大字牧字滝ノ谷501、504の1、505、506、515、544の2、546の2、547の2、547の3、548の2、字恩谷590の19、590の24、590の25、590の37、大字今泉字仏ヶ谷692の4、字大谷781の1、803の2、810の2、811の2、812、813の2、815、816の3、818の2、818の4

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 734 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 1 項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により告示する。

平成 19 年 8 月 31 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量（高密度メッシュ標高データ作成作業）
- 2 作業期間 平成 19 年 9 月 3 日から平成 21 年 3 月 31 日まで
- 3 作業地域 鳥取県全域

鳥取県告示第 735 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定に基づき、国土交通大臣から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第 39 条において準用する同法第 14 条第 3 項の規定により告示する。

平成 19 年 8 月 31 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（土地活用促進調査）
- 2 作業期間 平成 19 年 8 月 27 日から平成 20 年 3 月 30 日まで
- 3 作業地域 鳥取市

鳥取県告示第 736 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成 19 年 8 月 31 日から 2 週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目 220）において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 8 月 31 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
秋里吉方 線	鳥取市秋里字出張 88-1 地先から同市秋里字上土居 877-1 地先まで	変更前	6.6~25.1	379.0
		変更後	25.0~50.6	379.0

鳥取県告示第 737 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成 19 年 8 月 31 日から 2 週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目 220）において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 8 月 31 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
秋里吉方線	鳥取市秋里字出張88-1地先から同市秋里字上土居877-1地先まで	平成19年8月31日

鳥取県告示第 738 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 8 月 31 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行っていた事業所の名称	居宅サービス事業を行っていた事業所の所在地	居宅サービスの種類	廃止年月日
特定・特別医療法人明和会医療福祉センター 理事長 渡辺 憲	鳥取市東町三丁目307	ウェルフェア北園渡辺病院	鳥取市覚寺181	訪問看護、訪問リハビリテーション及び居宅療養管理指導	平成18年3月27日
株式会社コムスン 代表取締役 樋口 公一	東京都港区六本木六丁目10-1	株式会社コムスン 智頭ケアセンター	八頭郡智頭町智頭1506-1	訪問介護	平成19年7月31日

鳥取県告示第 739 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第115条の9の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 8 月 31 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	介護予防サービス事業を行っていた事業所の名称	介護予防サービス事業を行っていた事業所の所在地	介護予防サービスの種類	廃止年月日
株式会社コムスン 代表取締役 樋口 公一	東京都港区六本木六丁目10-1	株式会社コムスン 智頭ケアセンター	八頭郡智頭町智頭1506-1	介護予防訪問介護	平成19年7月31日

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第 20 号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成 19 年 8 月 31 日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

- 1 日時 平成 19 年 9 月 4 日（火）午前 10 時 00 分～
- 2 場所 鳥取市東町一丁目 271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
 - (1) 鳥取県立学校管理規則の一部改正について
 - (2) その他

公 告

職員の任用に関する規則（昭和 27 年鳥取県人事委員会規則第 11 号）第 17 条第 1 項の規定に基づき、平成 20 年度に採用する鳥取県警察官の採用試験の実施について、次のとおり公告する。

平成 19 年 8 月 31 日

鳥取県人事委員会委員長 高 橋 敬 一

- 1 試験の名称
平成 19 年度鳥取県警察官採用試験（警察官 A（2 回目））
- 2 試験の区分及び採用予定者数

試験の区分	採用予定者数
警察官（男性）	10 名程度

（注）採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更する場合がある。また、試験の結果によっては合格者がいない場合もある。

- 3 対象となる職
警察署等に勤務する公安職給料表 2 級係員（巡査）の職
- 4 給与
この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額 201,300 円のほか諸手当が支給される。
なお、給与については、現在、鳥取県知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成 17 年鳥取県条例第 44 号）第 7 条の規定による減額措置をしており、減額後の給料月額は 197,274 円である。
- 5 受験資格
受験資格がある者は、昭和 52 年 4 月 2 日から昭和 61 年 4 月 1 日までに生まれた者で、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学（短期大学を除く。）若しくはこれに準ずる学校を卒業したもの又は平成 20 年 3 月 31 日までに卒業する見込みのものとする。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。
- 6 第 1 次試験
 - (1) 試験種目
教養試験（多肢選択式）

(2) 試験期日

平成 19 年 10 月 28 日 (日)

(3) 試験の場所

鳥取県庁第 2 庁舎会議室 鳥取市東町一丁目 271

西部総合事務所講堂 米子市糺町一丁目 160

7 第 2 次試験

(1) 試験種目

論文試験、人物試験（集団討論及び個別面接）、適性検査、身体検査及び体力検査
なお、身体検査の検査項目及び基準は、次のとおりとする。

検 査 項 目	基 準
身 長	おおむね 160 センチメートル以上であること。
体 重	おおむね 47 キログラム以上であること。
胸 囲	おおむね 78 センチメートル以上であること。
視 力	両眼とも、裸眼視力が 0.6 以上又は矯正視力が 1.0 以上であること。
色 覚	正常であること。
聴 力	正常であること。
一般内科系検査	正常であること。
四肢の運動機能	職務遂行に支障がないこと。

(2) 試験期日

平成 19 年 11 月 29 日 (木) 及び同月 30 日 (金)

(3) 試験場所

鳥取県警察学校 鳥取市伏野 46-5

鳥取県警察本部庁舎会議室 鳥取市東町一丁目 271

8 合格者の発表

(1) 第 1 次試験合格者

平成 19 年 11 月 9 日 (金) に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の 1 階屋内掲示板等とその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、合格者には書面で通知する。

(2) 最終合格者

平成 19 年 12 月 19 日 (水) に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の 1 階屋内掲示板等とその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、第 2 次試験の受験者全員に結果を書面で通知する。

9 採用の方法

(1) 最終合格者は、鳥取県警察本部長が作成する採用候補者名簿に成績順に登載され、同名簿に登載された者の中から採用が決定される。したがって、採用候補者名簿に登載された者がすべて採用されるとは限らない。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定（最終合格者の発表）の日から原則として 1 年間とする。

なお、採用は、原則として平成 20 年 4 月 1 日の予定であるが、欠員等の状況によってはそれ以前に採用することもある。

10 受験手続

(1) 受験申込書の配布

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部総合事務所県民局、八頭総合事務所県民局、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局、日野総合事務所県民局、東京事務所、大阪事務所、

名古屋事務所、警察本部県民ホール、各警察署、交番及び駐在所において配布する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、次のいずれかの方法により申込みをすること。

ア 所定の受験申込書 1 部に必要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出する方法

イ インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）の電子申請の受付サービス（<http://www.shinsei.pref.tottori.lg.jp/>）を利用して申込みをする方法

(3) 受付期間及び受付時間

ア 持参、郵便又は信書便による申込みの場合

(ア) 受付期間

平成 19 年 9 月 21 日（金）から同年 10 月 11 日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成 19 年 10 月 11 日（木）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

(イ) 受付時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで

イ インターネットによる申込みの場合

平成 19 年 9 月 21 日（金）午前 0 時から同年 10 月 11 日（木）午後 12 時まで

11 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局（〒680-8570 鳥取市東町一丁目 271 電話 0857-26-7553 電子メール jinji@pref.tottori.jp）に行うこと。ただし、第 2 次試験及び最終合格者の発表に関する問合せは、鳥取県警察本部警務課（〒680-8570 鳥取市東町一丁目 271 電話（代表）0857-23-0110）に行うこと。

(2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便又は信書便によって行う場合には、90 円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

(3) 第 1 次試験に関する手続は鳥取県人事委員会事務局が実施し、第 2 次試験及び最終合格者の発表等に関する手続は鳥取県警察本部が実施する。

(4) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。

調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

平成 19 年 8 月 31 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 業務の概要

(1) 業務名 漁獲情報システムに係る基本設計書作成及びシステム更新等業務

(2) 業務内容 漁獲情報システム更新に係る要件定義、画面設計の一部を取り込んだ基本設計書（仕様書、図面等をいう。）を作成し、当該基本設計書に基づいたシステム更新を行う。なお、詳細は別に定める仕様書による。

(3) 履行期間

- ア 基本設計書作成業務 契約日からこの公募型プロポーザルによる企画提案書に基づき決定した日まで
イ システム更新業務 この公募型プロポーザルによる企画提案書に基づき決定した日から平成 20 年 2 月 29 日（金）まで（この期限内にはシステムを完全に稼働させるものとする。）
ウ システムに係る賃貸借期間 平成 20 年 3 月 1 日（土）から平成 23 年 3 月 31 日（木）まで

(4) 予算額

- ア 基本設計書作成業務 500 千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。
イ システム更新及び賃貸借業務 3,840 千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。（年度別内訳：平成 19 年度 960 千円、平成 20 年度から平成 22 年度まで 2,880 千円）

2 参加資格

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 19 年 8 月 31 日（金）から本件業務の企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条の規定による指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 平成 19 年 8 月 31 日（金）から本件業務の企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (4) 本件業務の企画提案書の提出の日までの間に、平成 18 年鳥取県告示第 841 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格のうち、情報処理サービスに係るものを有していること。なお、この公募型プロポーザルに参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていない者は、競争入札参加資格審査の申請書類を平成 19 年 9 月 6 日（木）までに 5 の(7)の場所に提出すること。

3 企画提案書の評価

企画提案書の評価は、企画提案書評価委員会（以下「評価委員会」という。）において、1 の(2)の業務内容についての基本的な考え方、業務の実績、担当者のスキル等の評価項目について、別に定める評価基準に基づき各評価委員が個別に評価採点し、その点数を合計する方法により得点を算出して行う。

4 最優秀提案者の選定

3 により最も高い得点を獲得した者を、最優秀提案者として選定する。なお、最優秀提案者以外の者についても得点順に順位付けを行う。

5 手続等

- (1) 担当部局（書類の提出先及び問合せ先）

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県農林水産部水産振興局水産課

電話 0857-26-7318

電子メール suisan@pref.tottori.jp

- (2) 参加要領の交付

- ア 交付期間

平成 19 年 8 月 31 日（金）から同年 9 月 13 日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

- イ 交付場所

(1)に同じ。

- (3) 参加表明書の提出

- ア 提出方法

本件業務に係る企画提案書の提出を希望する者は、参加要領に基づき参加表明書を作成し、持参又は送付すること。なお、送付による場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14

年法律第 99 号)第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準じるもの(親展扱いとすること。)によること。

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出期間及び時間

平成 19 年 8 月 31 日(金)から同年 9 月 13 日(木)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前 9 時から午後 5 時まで

なお、送付による場合は、同月 12 日(水)午後 5 時までに到着したものに限り受け付ける。

(4) 参加資格の確認

(3)により提出のあった参加表明書を審査の上、この公募型プロポーザルの参加資格の有無を確認し、その結果を平成 19 年 9 月 17 日(月)までに通知する。

(5) 企画提案書等の提出

ア 提出方法

参加要領に基づき企画提案書及び費用内訳書を作成し、業務実績に係る契約書等の写しを添付して、持参すること。

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出期間及び時間

平成 19 年 9 月 13 日(木)から同月 28 日(金)までの日(日曜日、土曜日及び国民祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日を除く。)の午前 9 時から午後 5 時まで

(6) 質問の受付

ア 提出方法

この公告による選定について質問がある場合には、参加要領に基づき質問書を作成し、電子メールを利用して提出すること。

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 受付期限

平成 19 年 9 月 24 日(月)正午まで

(7) 競争入札参加資格審査申請書の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432 又は 7433

6 契約の締結

4により最優秀提案者として選定された者と契約締結の交渉を行う。契約交渉が不調のときは、4により順位付けられた上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

7 その他

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 関連情報を入手するための照会窓口

5の(1)に同じ。

(3) 詳細は、参加要領による。

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 13 条の 5 第 1 項の規定に基づき、鳥取県知事の委任に係る危険物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成 19 年 8 月 31 日

財団法人消防試験研究センター理事長 白 谷 祐 二

1 試験の種類及び日時

試験の種類	日時
甲種危険物取扱者試験	平成 19 年 10 月 28 日（日）午後 1 時 15 分から
乙種危険物取扱者試験	〃
丙種危険物取扱者試験	平成 19 年 10 月 28 日（日）午前 10 時 15 分から

2 試験の場所

鳥取市若葉台北一丁目 1-1 鳥取環境大学第 17 講義室及び第 30 講義室
 鳥取市東町一丁目 220 鳥取県庁講堂及び第 22 会議室
 鳥取市尚徳町 101-5 鳥取県立県民文化会館第 1 会議室
 倉吉市山根 529-2 鳥取県立倉吉体育文化会館大研修室
 米子市古豊千 520 米子職業能力開発促進センター大教室
 米子市末広町 74 米子コンベンションセンター第 4 会議室、第 5 会議室、第 6 会議室及び第 7 会議室

3 受験願書の受付期間

平成 19 年 9 月 4 日（火）から同月 18 日（火）まで（郵送による場合は、同日までの消印のあるものに限り受け付ける。）

4 受験願書の提出先

〒680-0011 鳥取市東町一丁目 271 鳥取県庁第二庁舎 4 階
 財団法人消防試験研究センター鳥取県支部（持参又は郵送によること。）

5 受験手数料及び納付方法

受験手数料は、甲種危険物取扱者試験にあつては 5,000 円、乙種危険物取扱者試験にあつては 3,400 円、丙種危険物取扱者試験にあつては 2,700 円とし、所定の方法により納付すること。

6 その他

- (1) 受験願書の用紙は、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部、鳥取県防災局消防課、各消防局及び各地区危険物保安協会において交付する。
- (2) 試験の詳細については、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部（電話 0857-26-8389）に照会すること。